

令和7年度

ふくしのまちづくり応援助成事業

精華町の福祉のまちづくり活動を 応援します（活動助成のお知らせ）

申請期間

令和7年8月29日（金）
午後5時まで（郵送は必着）

助成伝達式

令和7年10月14日（火）
午後3時30分～

会 場

地域福祉センターかしのき苑

助成を受けるには、申請手続きと助成伝達式への出席が必須です。

福祉教育の推進

同じ福祉課題のある人の集い

障がい者支援活動

高齢者等の生活支援活動

高齢者等の介護予防への取り組み



二次元コード
から申請書が
ダウンロード
できます！

【問合せ先】

精華町共同募金委員会（精華町社会福祉協議会地域福祉課）

〒619-0243 精華町南稲八妻砂留22番地1 精華町地域福祉センターかしのき苑内

TEL:0774-94-4573 FAX:0774-93-2278

メール: chiikifukushi@seikashakyo.or.jp

条件や申請方法などの詳細は裏面をご覧ください

令和7年度ふくしのまちづくり応援助成

1. 助成対象団体

精華町内に拠点があり、福祉のまちづくりに向けて自主的かつ継続的に活動している団体とし、次のいずれにも該当する団体とします。ただし、当該年度に精華町共同募金委員会または精華町社会福祉協議会から助成金を受けている団体（活動）および市町村から介護予防・日常生活支援総合事業として補助等を受けている団体は、対象外とします。

- (1) 地域に根ざした福祉活動を進める団体。
- (2) 構成員が5人以上からなる団体であり構成員の半数以上が精華町内に在住または在勤している団体。
- (3) 営利又は特定の政治・宗教に関する活動を目的としない団体。
- (4) 暴力団又は暴力団員の統制のもとにない団体。
- (5) 社会福祉法第22条に定義される社会福祉法人でない団体。
- (6) 特定非営利活動促進法第2条に定義される特定非営利活動法人でない団体。
ただし、【特定非営利活動法人コース】は除く。
- (7) 精華町共同募金委員会が実施する共同募金運動に協力できる団体。
※「単位老人会」や「子ども会」は対象外です。

※実質的に1つとみなされる団体が、複数の活動で複数の申請を行うことはできません。

2. 助成区分（1団体1コースのみ申請可能です）

【一般コース】	【助成対象となる活動の内容】	【助成上限金額】
【Aコース】	要介護者の居宅内の清掃・料理などの家事援助活動または通院・買い物等の移動支援活動（道路運送法上の許可・登録を要しない輸送）	50,000円
【Bコース】	生きづらさや暮らしづらさを抱える当事者同士のつながりづくりや、福祉課題の解決を目指した関係者間のネットワークづくりを推進する活動	30,000円
【Cコース】	一年間を通じて小中高等学校の児童・生徒を対象とした福祉教育を推進する活動 〔精華町内の小中高等学校が対象〕	30,000円
【Dコース】	主に高齢者や障害者を対象とした、介護予防の取り組みや閉じこもり予防を目的として推進する活動	20,000円
【Eコース】	福祉のまちづくりに貢献する活動であって、上記A～Dのいずれのコースにも該当しない活動	20,000円
【特定非営利活動法人コース】		
【Fコース】	特定非営利活動法人が自家用車等を用いて外出困難者の通院・買い物等の移動を支援する活動（道路運送法上の許可・登録を要しない輸送）	50,000円

※助成は予算の範囲内で行い、今年度における助成対象経費の3分の2までの金額または助成上限金額のいずれか低い方を上限とします。

3. 助成対象経費

団体が直接実施する活動にかかる経費のみ対象経費として認めます。

ただし、次の経費は助成対象から除外します。

- (1) 人件費（名目ではなく実質的に運営スタッフの報酬と考えられる費用）
- (2) 飲食費（ただし、会議の湯茶や活動上の水分補給に係る飲料については対象経費として認めます）

4. 活動対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

5. 申請方法

令和7年7月18日（金）～令和7年8月29日（金）午後5時（郵送は必着）までに精華町共同募金委員会（精華町社協 地域福祉課内）へ所定の申請書を提出してください。申請書は、精華町共同募金委員会窓口または精華町社協ホームページから取得できます。

6. 審査と助成伝達式

申請後に助成審査委員会による審査を経て決定します。なお、助成を受ける団体は助成伝達式への出席が必須です。



この助成事業は
精華町内で集められ
た『赤い羽根共同募
金』の配分金で実施
しています。